

## と畜検査申請書に病歴と投薬歴追加

8月29日より食品衛生法等の一部を改正する法律(平成15年法律第55号)が施行され、関係省令の整備等に関する省令により、と畜場法施行規則第14条(検査申請書の記載事項)に

### 四 獣畜の病歴に関する情報

### 五 動物医薬品その他これに類するものの使用状況

が追加されました。

病歴は、生産者が臨床獣医師から提供された診断書(写し)の情報を、使用状況は、動物用医薬品や配合飼料に含有する飼料添加物の名称を帳簿へ記載し、これらの情報を用意して置いてください。

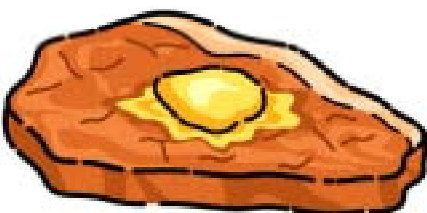
(記載例を裏面に掲載しております。)

今回の食品衛生法の改正は、養豚や肉用牛だけでなく、食品全体での記録の作成と保存のガイドラインを示しており、食品の安全を確保するものです。

酪農では、生乳の出荷時の検査の推進、養鶏では鶏舎内の衛生管理の徹底、養殖場での動物医薬品等の使用歴の提供をお願いします。

起立不能、歩行異常、神経症状を示す牛を発見した場合には、

家畜保健衛生所までご連絡ください。



飛騨家畜保健衛生所

高山市上岡本町 7 - 4 6 8

0577 - 33 - 1111

fax 0577 - 32 - 9019

## と畜検査申請書に病歴と投薬歴追加

8月29日より食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）が施行され、関係省令の整備等に関する省令（省令第133号）により、と畜場法施行規則第14条（検査申請書の記載事項）に

### 四 獣畜の病歴に関する情報と

### 五 動物医薬品その他これに類するものの使用状況が追加されました。

（病歴及び投与歴は、牛で概ね直近3か月、牛以外は概ね2か月のものについて重点的に記載する。）

病歴は、生産者が臨床獣医師から提供された診断書(写し)の情報を、使用状況は、動物用医薬品や配合飼料に含有する飼料添加物の名称を帳簿へ記載し、これらの情報を用意して置いてください。

15年4月から、獣医師は、獣医師法施行規則(11条の2)により診療簿の保存期間を、**牛の診療簿あつては8年間**、その他は3年間の保存が義務付けられています。

15年7月から、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」が改正され、使用者が給与した飼料を帳簿に記載し保存する努力義務となり、**牛で8年、豚は2年**、採卵鶏は5年、ブロイラーは2年間、その他の家畜は適切な期間とされています。

（記載例を裏面に掲載しております。）

今回の食品衛生法の改正は、養豚や肉用牛だけでなく、食品全体での記録の作成と保存のガイドラインを示しており、食品の安全を確保するものです。

酪農では、生乳の出荷時の検査の推進、養鶏では鶏舎内の衛生管理の徹底、養殖場での動物医薬品等の使用歴の提供をお願いします。

起立不能、歩行異常、神経症状を示す牛を発見した場合には、家畜保健衛生所までご連絡ください。



飛騨家畜保健衛生所  
高山市上岡本町 7 - 4 6 8  
0577 - 33 - 1111  
fax 0577 - 32 - 9019

帳簿等の書式はありません、それぞれで整理しやすい方法で記帳ください。

#### 動物用医薬品等の使用帳簿の記載例

使用(投薬)年月日	使用場所	動物の種類・特徴	医薬品名称	用法・用量	出荷できる年月日
H15.4.1 ~ 4.2	搾乳舎	乳牛 耳標 11992-	注「 」	4/1 5mg/体重 kg 4/2 "	H15.4.17

- ・ 獣医師は、診療簿に上記事項を記載することで帳簿への記載に代えることが可能です。
- ・ 動物の所有者または管理者は、獣医師の発行した指示書に上記事項が記載され、指示とおり使用したことを記入し保存することで、記載に代える事が可能です。  
(動物用医薬品の使用に関する省令)

#### 飼料給与に係る帳簿の記載例

使用した家畜等：乳牛

使用年月日	使用場所	飼料の名称	使用量	譲り受けた年月日	譲り受け先
H15.4.1	畜舎	配合飼料 ビーフ	80kg	H15.3.15	商店
	A,B 畜舎	配合飼料カーフ	120kg	"	"
	a 群	稲わら	20kg	"	自家産
	b 群	混合飼料	3 kg	H15.3.20	(株) (試供品)
H15.4.2	A 畜舎	配合飼料 ビーフ	80kg	H15.3.15	商店
	a 群	配合飼料カーフ	50kg	"	"
	A,B 畜舎, a	稲わら	40kg	"	自家産
・					
・					
・					
H15.4.30	b 群	配合飼料 ビーフ	50kg	H15.4.15	農協

- ・ 販売伝票や飼料袋の表示と Lot 番号を切り抜いたものなどをノートに貼り付け、その他必要な事項を記入することも可能です。
- ・ 自給飼料の場合もその旨を記入してください。

(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令)